平成16年4月1日 工学研究科長裁定 直近改正 令和2年2月19日

(趣旨)

第1条 福井大学大学院工学研究科(以下「研究科」という。)における修士の学位に関する 取扱いについては、福井大学学位規程(平成16年福大規程第30号。以下「学位規程」という。) 及び福井大学大学院工学研究科規程(平成16年福大院工規程第1号。以下「研究科規程」と いう。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(審査の申請)

- 第2条 修士論文の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、主指導教員の承認を得て、学位規程第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。
 - (1)修士論文審査申請書 (別紙様式1) 1通
 - (2) 修士論文 1編 (A4判横書きとし,和文又は英文とする)1通 (修士論文の提出期限)
- 第3条 学位規程第4条の規定に基づく修士論文の提出期限は、次のとおりとする。
 - (1) 3月修了予定者 2月10日
 - (2) 9月修了予定者 7月10日
- 2 前項に定める日が日曜日のときは12日,土曜日のときは13日を提出期限とする。 (審査の付託)
- 第4条 研究科長は、修士論文審査の申請があったときは、学位規程第6条の規定に基づき教授会に審査を付託する。

(審査委員会)

- 第5条 教授会は、学位規程第6条の規定により修士論文の審査を付託されたときは、申請者 ごとに次の各号に掲げる委員で構成する審査委員会を組織する。
 - (1) 主指導教員を含め研究指導担当教員3名以上で構成する。この中には、教授2名又は教授1名及び准教授1名を含むものとする。
 - (2) 必要があるときは、他の研究科、大学院又は研究所等の教員等を前号の委員に加えることができる。
- 2 前項の審査委員は、申請者が所属する当該コース長からの修士論文審査委員候補者名簿 (所定の様式)による推薦に基づき、教授会において決定するものとする。この場合におい て、前項第2号に規定する教員等を推薦する場合は、当該審査委員候補者の研究歴を含む略 歴書を添えるものとする。
- 3 審査委員会に、審査委員主査(以下「主査」という。) 1人を置き、主指導教員を除く研究 指導担当教員をもって充てる。
- 4 主査は、審査委員会を総括する。

(修士論文の審査基準)

- 第5条の2 修士論文は本研究科のディプロマ・ポリシーに基づき,以下の基準により総合的 に審査する。
 - (1) 当該領域の学問研究に貢献できる課題を含み、新規性若しくは有用性が明示されていること。
 - (2) 文献資料などによる先行研究の調査や事実調査を行い、その結果を適切に引用するとともに、研究の目的を明示していること。
 - (3) 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
 - (4) 結果が正確に記述されていること。
 - (5) 考察が論理的かつ説得力を持つこと。
 - (6) 結論が明確に述べられていること。

(修士論文の公聴会)

- 第6条 審査委員会は、修士論文の公聴会を開催するものとする。
- 2 主査は、修士論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、各専攻に掲示をもって公示するものとする。

(修士論文審査等の実施)

- 第7条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行うものとする。
- 2 主査は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知するものとする。
- 3 最終試験は、修士論文の内容を中心とした関連のある分野について、筆答又は口答により 行うものとする。

(修士論文審査結果等の審議)

- 第8条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。
- 2 論文審査及び最終試験の評価判定は,合格又は不合格とする。 (論文審査及び最終試験の報告)
- 第9条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として2週間以内に、審査結果を修士論 文審査及び最終試験結果報告書(別紙様式2)により教授会に報告しなければならない。 (学位授与の審議、議決)
- 第10条 教授会は、前条の報告に基づき、申請者に学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。
- 2 前項の議決をするには、教授会構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位授与等)

第11条 学長は、学位規程第13条の規定に基づき学位を授与すべき者には、修士(工学)の学 位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成18年7月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要項は、平成19年10月19日から施行し、改正後の福井大学修士(工学)学位授与に関する取扱要項(以下「新要項」という。)の規定は、平成19年10月1日から適用する。
- 2 平成19年3月31日以前に入学した博士前期課程の学生については、新要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要項は、平成21年4月22日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- この要項は、平成27年6月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成29年6月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学,編入学又は再入 学する者の修士論文の審査基準は,この要項による改正後の福井大学修士(工学)学位授与 に関する取扱要項第5条の2の規定にかかわらず,なお従前の例による。

別紙様式1,別紙様式2